

別紙（諮問第76号関係）

第1 審査会の結論

令和3年12月28日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和4年1月7日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関が行ったハラスメント事案に係る関係者ヒアリングにおいて、実施機関が審査請求人にメールで送信した結果の概要ではなく、その詳細がわかる文書の開示を求めて本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が、個人がハラスメント相談を行っていることを明らかにするものであり、保護しようとする個人の権利利益を侵害（条例第7条第2号に該当）し、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼす（条例第7条第7号カに該当）ことから、条例第9条に該当するとして本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月12日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消し、改めて判断すること」を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書によると次のように要約される。

(1) 実施機関は条例の適用を誤っており、開示請求の権利を十分に尊重し、非開示情報を最小限にするよう厳格な判断を行わなければならない。

(2) 条例第9条関係

ア 「存否を答えること自体が非開示情報を開示することとなる時」とは、例えば、特定個人の病歴、特定企業の技術開発情報、犯罪の内偵捜査情報など、存否を答えることで非開示情報の保護利益を害することをいう。

イ 条例第9条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、その妥当性を適切に判断する必要がある。

ウ 実施機関は、審査請求人にメールで関係者ヒアリングの「概要」を送信したのに「詳細」になると存否を明らかにしないのは、当該公文書の存在を類推させることになる。

(3) 条例第7条第2号関係

「個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、例えば、医療記録、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、公にすることで個人

の権利利益を害するおそれのあるものという。

(4) 条例第7条第7号カ関係

実施機関は、不開示決定通知書にて「事務の適正な遂行に支障を及ぼすため」と断言している。これは単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない、それに関する記載が無い。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が弁明書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書

ア 条例第9条関係

「存否を答えること自体が非開示情報を開示することになる」と判断した理由は下記イ、ウのとおりである。

イ 条例第7条第2号関係

特定の職員のハラスメント相談やその対応に関する公文書は、存否を答えること自体が当該職員のハラスメント相談の有無が分かることになり、通常人に知られたくないと望むセンシティブな情報の有無が公開され、保護する個人の権利利益を侵害する。

ウ 条例第7条第7号カ関係

ハラスメントの防止等に関する要綱（平成31年3月4日定め）に、相談員は「関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。」と規定しており、これは、相談者が信頼して相談できるようプライバシーの保護を目的としている。

相談の有無が判明すると、相談者の不信感を生むおそれがあり、相談者、行為者とされる者、関係者が事実をありのまま述べることに消極的になり、正確な事実の把握が困難になることから、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼす。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年4月22日	諮問を受けた。
令和4年6月28日	諮問の審議を行った。
令和4年8月22日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 ハラスメント相談について

実施機関は、ハラスメントの防止等に関する要綱において規定する相談窓口及び相談室において、ハラスメントに関する職員からの相談・苦情を受け付けている。

本件請求は、ハラスメント相談窓口で対応した相談・苦情に関して、作成あるいは取得された公文書の開示を求めるものである。

2 開示請求権の一般的性格について

- (1) 審査請求人は、実施機関の弁明書に対する反論書において、メールで関係者ヒアリングの「概要」を送信したのに「詳細」になると存否を明らかにしないのは、当該公文書の存在を類推させることになる」と主張している。
- (2) これについては、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の解釈及び運用基準（以下「条例の解釈及び運用基準」という。）において「開示請求者が誰であり、開示請求に係る公文書に記録されている情報と利害関係を有しているかどうか等の個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものでもない。」とされている。

3 本件決定に対する判断について

(1) 条例第9条及び第7条第2号の妥当性

ハラスメント相談は、通常人に知られたいくない情報を扱うものであり、その情報は厳重に管理しなければならない。このため、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人がハラスメント相談窓口を利用したことや、相談内容に関する当事者となった事実の有無を明らかにすることになる。

また、審査請求人が相談者本人として入手した関係者ヒアリングの「概要」の存否及び内容は、本事案については、2(2)のとおり、ハラスメント相談に関する公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号本文に規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」を開示することとなると認められ、また、当該公文書の性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第9条及び第7条第7号カの妥当性

また、ハラスメント相談窓口の利用を考えていた職員が、利用に関する情報が公になることを懸念して相談を控えたり、相談したとしても事実を述べることを躊躇したりするなど、当該窓口の趣旨や実施機関の取組に反する事態を招くおそれがある。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第7号カに規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を開示することとなると認められる。

(3) 第7条第7号カの判断基準

なお、条例の解釈及び運用基準によると、条例第7条第7号カに該当するかは、

「支障」の程度が実質的なものであり、それが認められることを実施機関が具体的に挙証できることが求められているが、ハラスメント相談の内容を開示できない理由は、上記(2)のとおり実質的な支障が具体的に挙証されていると判断でき、条例第7条第7号カに該当すると認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。